

仕様書

1 件名

令和6年度「二十歳のつどい」運営業務委託

2 目的

二十歳という節目を迎える区民の門出を祝うために区が開催する「二十歳のつどい」を安全かつ円滑に遂行するため。また、当該年度中に二十歳を迎える方の代表者で構成する運営委員が企画した内容を式典・アトラクションに反映し、より意義のある式典開催を目指すため、運営業務を委託する。

3 履行場所

大田区指定場所（大田区役所、大田区総合体育館ほか）

4 二十歳のつどい開催概要

別紙「令和6年度二十歳のつどい開催概要」のとおり

5 業務内容

(1) 式典当日までの総合調整

ア 区、施設管理者、委託警備会社と会場を下見し、動線及び警備体制を確認

イ 式典内容の企画・調整、ステージ出演者との連絡・調整

会場で実施する式典については概ね次の内容を想定すること。

メインアリーナ：祝賀式典（15分程度）・ステージアトラクション（45～60分程度）

サブアリーナ：様々な企画演出用ブース

その他行政関係組織による出展ブース等

具体的な企画内容については、受託者のノウハウを元に区及び運営委員と協議し決定する。

下地となる企画内容の知見・具体的事例についてはプロポーザルの企画提案書内で提示すること。

ウ 出演者の昼食及び楽屋備品手配

楽屋は、大田区総合体育館の控え室を区が手配する。

エ 外部委託契約を別途締結する場合の区との連絡調整、外部委託内容全般の作業等指揮・監督

オ 会場装飾に使用する物品、横断幕や看板等準備・制作、備品用意

(ア) 会場装飾や案内看板、メインアリーナのステージ用横断幕等、装飾や実施

- に必要となる案内看板等は原則受託者で準備・制作・設置すること
- (イ) 大田区総合体育館敷地内に掲揚する横断幕（縦1種 横2種）については、区で準備するものを設置すること
- カ 式典進行表、会場図面、人員配置計画書、ステージ進行台本作成
前述した区及び運営委員と協議の上、式典・ステージアトラクションの進行表、会場図面、人員配置計画書、ステージ進行台本を制作の上、区へ提出すること
- キ 会場設営（屋内・屋外）
(ア) 前述の会場図面に従い、メインアリーナの会場座席、会場内養生（メインアリーナ全面）、PA、メインステージ、サブアリーナ及び行政出展ブース等、円滑に式典開催が行えるよう設営すること
(イ) 屋外については、警備用テント、入場者動線用パーティションなど区、警備委託事業者と調整の上、原則、受託事業者にて準備、設置すること。
- ク リハーサル実施
式典数日前より設営準備を行うとともに、式典前日には、祝賀式典・ステージアトラクションを含む全体オペレーションのリハーサルを実施すること。
- ケ ステージ進行指導
(ア) 司会・進行を務める運営委員へ式典における立ち居振る舞い等の指導を行うこと
(イ) 祝賀式典の登壇者については、式典開始前にステージ上での立ち居振る舞いについて説明を行うこと
- コ 運営委員会（月1回以上開催）への出席及び資料作成、企画制作等の運営補助（運営委員への助言・提案・回答含む）委託の細目は以下のとおり。
(ア) 運営委員との本事業実施会場への下見
(イ) 関係事業者との連絡調整・交渉
(ウ) 進行管理
(エ) その他、企画の実施に必要とされる業務
- (2) 当日の運営
ア 式典全体の進行管理及び運営
イ 会場内の音響・照明演出
ウ 会場全体の写真及び映像記録
エ 式典全体の写真及び映像記録
- (3) 緊急時対応
会場となる大田区総合体育館と打ち合わせの上、避難経路の確認や近隣の避難場所、避難体制を計画すること
また避難誘導につき、警備委託会社とも調整・共有すること
- (4) 付随事項

- ア 搬出入時、会場近隣住民に十分配慮すること
- イ 事業終了後、設営したものはすべて撤去すること。また清掃後、施設を現状復帰の上、施設管理者へ引き渡すこと
- ウ 区職員を除く従事者の交通費及び飲食費は受託者の負担とし、業務で発生したゴミ類はすべて持ち帰ること
- エ 会場の使用方法及び設営方法の確定後、必要が生じた場合は、直ちに区に報告すること

6 委託期間

契約締結日から令和7年2月末日まで

7 報告書の提出

受託者は毎月10日までに、前月の進行管理計画及び進捗状況を提出し、最終の1月分には完了届及び会場・式典全体を写真・映像で記録した式典報告書を加えること。

8 秘密の保持

受託者は、本委託業務で知り得た情報を区以外の第三者に漏らしてはならない。このことは、本委託契約終了後も同様である。個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

9 支払方法

検査完了後、請求に基づき一括で支払う。

10 会場開催中止時の支払いについて

受託者の責めに帰すべき事由がない場合において、二十歳のつどいの会場開催が中止となり、当日の式典運営をキャンセルする場合は、音響費及び照明費については30%、人件費については20%、そのほかの項目については取消日時点で確定した実費により支払う。

11 その他

- (1) 区の委託目的及び意図を十分に理解した上で作業に当たること。
- (2) 本仕様書にない業務であっても、本委託目的を達成するために必要なものがあれば、区に対しこれを積極的に提言すること。
- (3) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (4) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

(5) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者の協議により決定するものとする。